

日高市規則第38号

日高市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市市民参加条例（平成20年条例第25号。以下「条例」といいます。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。

(1) 市広報紙に掲載する方法

(2) 市の機関の担当窓口、行政情報コーナー、出先機関その他の施設において閲覧に供し、又は配布する方法

(3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(大規模な施設)

第4条 条例第6条第1項第4号の大規模な施設は、事業費がおおむね10億円以上の施設とします。

(市民コメントにおける意見の提出方法)

第5条 市民コメントにおける意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとします。

(1) 市の機関が指定する場所へ書面で提出する方法

(2) 郵送により送付する方法

(3) 電子メールにより送付する方法

(4) ファクシミリにより送付する方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民集会における発言)

第6条 市民集会において発言をしようとする者は、住所及び氏名を明らかにするものとします。

(市民会議の設置提案)

第7条 市民会議の設置を求めようとする者は、日高市市民会議設置提案書（様式

第1号)及び日高市市民会議設置提案者署名簿(様式第2号)に關係書類を添えて市の機関に提出しなければなりません。

2 条例第14条第4項の規定による通知は、日高市市民会議設置提案の検討結果について(様式第3号)により行います。

(推進会議の組織及び運営)

第8条 条例第16条第1項の日高市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となります。

5 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

7 推進会議の会議は、公開します。ただし、日高市情報公開条例(平成12年条例第2号)第5条各号に掲げる情報が含まれると認められる事項について会議を行う場合は、この限りではありません。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行します。

(日高市事務組織規則の一部改正)

2 日高市事務組織規則(平成17年規則第31号)の一部を次のように改正します。

別表第4中

「

日高市情報公開・個人情報保護審査会

」

を

「

日高市情報公開・個人情報保護審査会

」

に改めます。